

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
おとす)

目 次

◇ 告 示 地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

地域森林計画の決定

地域森林計画の変更

解除予定の保安林(三件)

土地改良法による換地計画の決定(二件)

◇ 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第四百十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項

の規定により推薦を求める。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分として使用する使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書(様式(1))を推薦期間内に、所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、所轄労働事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和五十二年三月一日から昭和五十二年三月十四日まで

様式(1)

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

所在地

労働組合又は
使用者団体の名称

代表者名

㊟

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会
の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月日	現住所	労働者の所属 の名称及び その地位	経歴	備考
			労働者の所属 の名称及び その地位		

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ
詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組合法
代表者名

代表者名

㊟

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、
労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう下記
の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数（男女別）
 - (4) 組合事務所の上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その
旨付記すること。)

鳥取県告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、鳥取地域森林計画をたてたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 鳥取地域森林計画書

2 鳥取地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

鳥取県告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

1 八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計

画区の地域森林計画変更計画書

2 八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

鳥取県告示第百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷八〇六の八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字山本六二九の一 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字山本六二七の一 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字保木一〇九一の一五
保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第四工区営繕場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第五工区営営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

賞品一個
につき千
円

を
につき千
五百円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年三月一日から施行する。

公 告

昭和52年2月10日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、

次のとおりである。

昭和52年3月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

嶋沢	和幸	石山	進	野口	和年	鬼澤	徹郎	西野	孝
相川	敏朗	紀村	龍一	清水	秀満	朝倉	良介	松本	清志

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】